

赤文字：追加・変更箇所 青文字：削除 <コメント>

改定前	改定後（共通規定と各預金規定に分離）	備考
<p style="text-align: center;">定期積金（スーパー積金）規定</p> <p>1. （反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>定期積金（以下「この積金」といいます。）は、第9条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの積金をお断りするものとします。</p> <p style="text-align: center;">< 2. ～ 5. 省略 ></p> <p>6. （給付補てん金等の計算）</p> <p>（1）この積金の給付補てん金は、この積金の証書または通帳記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。</p> <p>（2）約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。</p> <p>①この積金の契約期間中にこの積金の証書または通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日（解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日）までの期間について、解約日における普通預金の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>②当組合がやむをえないものと認めて満期日前の解約をするときおよび第9条第2項、第3項の規定により解約する場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>③この計算の単位は100円とします。</p> <p>9. （解約）</p> <p style="text-align: center;">< 新規 ></p> <p>（1）この積金を解約するときは、この積金の証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、または当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの積金の通帳とともに当店に提出してください。</p> <p>（2）次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの積金を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名（名称）、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①この積金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または積金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p>	<p style="text-align: center;">定期積金（スーパー積金）規定</p> <p>1. （反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>定期積金（以下「この積金」といいます。）は、第9条第4項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第4項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの積金をお断りするものとします。</p> <p style="text-align: center;">< 2. ～ 5. 省略 ></p> <p>6. （給付補てん金等の計算）</p> <p>（1）この積金の給付補てん金は、この積金の証書または通帳記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。</p> <p>（2）約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。</p> <p>①この積金の契約期間中にこの積金の証書または通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日（解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日）までの期間について、解約日における普通預金の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>②この積金を第9条1項により満期日前の解約をするときおよび第9条第3項、第4項の規定により解約する場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>③この計算の単位は100円とします。</p> <p style="text-align: center;">< 7. ～ 8. 省略 ></p> <p>9. （解約）</p> <p>（1）この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</p> <p>（2）この積金を解約するときは、この積金の証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、または当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの積金の通帳とともに当店に提出してください。</p> <p>（3）次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの積金を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名（名称）、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①この積金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または積金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p>	<p>第9条への項の追加による繰下</p> <p>項の追加 民法第136条1項を踏まえた追加</p> <p>項の繰下 以下同じ</p>

赤文字：追加・変更箇所 青文字：削除 <コメント>

改定前	改定後（共通規定と各預金規定に分離）	備考
<p>②積金契約者が第13条第1項に違反した場合 <新規></p> <p>③この積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、積金契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの積金を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。</p> <p>①積金契約者がこの積金の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>②積金契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p> A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前記AからEに準ずる者</p> <p>③積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</p> <p> A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任をこえた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 E. その他前記AからDに準ずる行為</p> <p> <10. 省略></p> <p>11. （成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に直ちに書面によって当店に届出てください。</p>	<p>②積金契約者が第13条第1項に違反した場合</p> <p>③この預金がマナー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④この積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、積金契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの積金を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。</p> <p>①積金契約者がこの積金の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>②積金契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p> A. 暴力団 B. 暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前記AからEに準ずる者</p> <p>③積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</p> <p> A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任をこえた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 E. その他前記AからDに準ずる行為</p> <p> <10. 省略></p> <p>11. （成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に直ちに書面によって当店に届出てください。</p>	<p>「マナー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた改定</p> <p>東京都暴力団排除条例等を踏まえた改定</p> <p>改正民法第102条に伴う追加</p>

赤文字：追加・変更箇所 青文字：削除 <コメント>

改定前	改定後（共通規定と各預金規定に分離）	備考
<p>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に直ちに書面によって当店に届出てください。</p> <p>(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p style="text-align: center;"><12. 及び13. 省略></p> <p>14. (通知等)</p> <p style="text-align: center;"><省略></p> <p>15. (保険事故発生時における積金契約者からの相殺)</p> <p style="text-align: center;"><省略></p> <p style="text-align: center;"><新規></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に直ちに書面によって当店に届出てください。</p> <p>(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p style="text-align: center;"><12. 及び13. 省略></p> <p>14. (取引の制限等)</p> <p>(1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。</p> <p>(4) 3年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(5) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出するものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。</p> <p>15. (通知等)</p> <p style="text-align: center;"><省略></p> <p>16. (保険事故発生時における積金契約者からの相殺)</p> <p style="text-align: center;"><省略></p> <p>17. (規定の変更)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><改定日：2020年3月2日></p> <p style="text-align: center;"><適用：改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されます。></p>	<p>「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた改定</p> <p>改正民法第548条の4に伴う追加</p>